

唐代の閣門の様相について

——唐代宮城における情報伝達の一齣 その二——

松本保宣

はじめに

通常、北宋の閣門職は皇帝の側近武官の要職として評価され、その職掌として朝廷の儀礼上の役割が重視されている^①。しかしながら、もう一つの重要な職務として、皇帝に対する文書伝達があり、閣門を通じて直接皇帝に上書できた^②。こうした閣門の職務は、他の諸々の使職と同様に唐代に淵源する。唐代では、一義的に「閣門」とは建築物としての文字通りの門を指し、官職呼称としての「閣門」の出現は唐代後半期に宦官の内諸司使の一つとして、閣門使が出現してからである。しかし宋代のように「閣門」が直ちに独自の官署を指すわけではなく、その意味で一般的な唐代「閣門」の意味はやはり門のことであった。もともと、唐代の宮城の諸門の様態を瞥見すると文書の受領に関する機能が散見し、宋代的「閣門」の淵源が、唐代にあることが想定出来る^③。本稿では、そうした宋代の起源としての唐代「閣門」における文書伝達の在り方を考察したい^④。

第一章 文書伝達と宦官

唐代の文書上奏過程、特に表・状については不明な点が多い。開元盛世の典章を飾る『大唐六典』でさえ、次の様な曖昧な記述に終始してい

る（以下史料の引用で○は原注、□は筆者注とする）^⑤。

司言、掌宣伝啓奏之事（凡有勅处分、承勅人宣付司言連署、案記。別鈔一本、付門司伝出。若外司附奏、受事人奏聞。承勅处分、伝付外司。仍録事目、旨意、亦連署為案）。

とあり、「外司」とは、一般の官司・官人を指すのであろうが、それに対応する「事を受くるの人」は、当該記載項目が宦官の司言であるので、禁中の女官であろう。問題は、「外司」と女官の間に媒介者が存在したかであるが、男性の官人が直接女官に文書を手交することは考えられず、存在したと見るのが当然である。この点、引用文にいう勅の發出過程が参考になる。女官と外界との中間項として門司が存在しているからである。そしてこの門司であるが、前述の理由からして、監門衛の武官よりも宦官が適当であろう。宦官の職掌については、『旧唐書』卷一八四、宦官伝の序に、

貞觀中、太宗定制、内侍省不置三品官。内侍是長官、階四品。至永淳末、向七十年、權未仮於内官。但在閣門守禦、黃衣廩職而已：中略：玄宗在位既久、崇重宮禁。中官稍稱旨者、即授三品左右監門將軍、得門施榮戟。

とあり、閣門の門番が唐初からの宦官の固有の職務だったことを伝える。実際に事にあたった宦官は、内侍省宮闈局の内給使がそれにあたらう。彼らの職務規程には「掌諸門進物、出物之曆」というのがあり、宮中諸

門の物資の出入りも掌っていた。^⑥

次に、彼ら宦官が管理していた「閤門」とは、如何なる門であったのか。もし、この「閤門」が外廷の諸門であれば、監門衛の武官で事足りるのであり、殊更に宦官が配置される以上、女官のいる禁中と外廷の境界線上の門であろう。『大唐六典』から『唐兩京城坊考』に到る地誌關係史料に出現する「閤門」と明記された門は、太極宮や大明宮の正殿の脇門である東・西「上閤門」のみである。次に『故唐律疏議』衛禁律二を参照すると、上閤門に準じて同程度の法的威力を付された禁中直通の諸門を「通内門」と称している。しかしながら、地誌や律等の厳密に門を規定する文献以外の、正史列伝や文集等の史料では、「閤門」は普通名詞として一般的に使用され、しかも宮城だけでなく地方官衙にも用例が見え、古く漢代から通じて使用されてきた。例えば、佐原康夫氏は、漢代の地方官衙の中門である「閤」の社会的機能を考察され、以下の論点を主張された。「閤」は単なる通用門ではなく、官衙の空間配置における公・私の接点として、その外側が官僚的ヒエラルヒーの世界、内部は長官の「家」の世界に分割される。「閤」内への出入りを許された官衙の幹部・属吏は、長官から名譽を与えられた者とみなされ、彼らの忠誠心は長官個人に向けられた。すなわち、漢代の官衙は、「閤」を接点として、空間的にも、人間関係の面でも長官を主人とする一種のミニ朝廷だった、とされる。^⑧

唐代においても、『旧唐書』卷六四、霍王元軌伝に、

「貞観」十年「六三六」、改封霍王。授絳州刺史、尋転徐州刺史。元軌前後為刺史、至州、唯閉閤讀書。吏事責成於長史、司馬。謹慎自守、与物無忤、為人不安。

とあり、地方官衙において長官のプライベート領域と公衙の境界線が「閤」であったことを示している。また、これは東宮の例であるが、『旧

唐書』卷七八、于志寧伝に、

「貞観十五年、六四二、五月」以母憂解、尋起復本官「太子詹事」：中略：時皇太子承乾嘗以盛農之時、營造曲室、累月不止、所為多不法。志寧上書諫曰：中略：且丁匠官奴入内、比者曾無伏監。此等或兄犯国章、或弟罹王法。往來御苑、出入禁闈、鉗鑿緣其身、槌杵在其手。監門本防非慮、宿衛以備不虞、直長既自不知、千牛又復不見、爪牙在外、廝役在内。所司何以自安、臣下豈容無懼：中略：承乾不納。承乾又令閤官多在左右、志寧上書諫曰：中略：臣竊見寺人一色、未識上心、或輕忽高班、凌轢貴仕。便是品命失序、綱紀不立、取笑通方之人、見識有識之士。然典内職掌、唯在門外通伝、給使主司、但緣階闈供奉。今乃往來閤内、出入宮中。行路之人、咸以為怪、伏望狎近君子、屏黜小人、上副聖心、下允衆望。承乾覽書甚不悅。承乾嘗驅使司馭等不許分番、又私引突厥達哥支入宮内。志寧上書諫曰：中略：且突厥達哥支等、人面獸心。豈得以礼教期、不可以仁信待、心則未識於忠孝、言則莫辯其是非。近之有損於英声、曠之無益於盛德、引之入閤。人皆驚駭、豈臣愚識、独用不安。

とある。丁匠官奴が「入内」するのに対し、監門直長や千牛の宿衛が「外」にあり、宦官の「閤内」往來を「出入宮中」とし、突厥の「入閤」を「入宮内」と称している。つまり、宦官・宦奴・突厥等、皇太子承乾の私的恩顧者の禁中出入りは「閤」出入であり、監門衛や宿衛の武官が、その外側に所在することを端的に示している。「閤」内が、官衙・宮殿の主人のプライベート空間で、正規の武官がその外側で勤務したことが取次できよう。したがって史書にみえる「閤門」とは、律や『六典』等に記載される「上閤門」だけでなく、広く公・私Ⅱ外・内を分ける境界の門であり、一般名詞とみるべきである。「閤門」の字を直ちに太極・大明宮の特定の門と見なすことはできず、むしろ「上」閤門である左右上閤

門こそ、特定の固有名詞的門なのである。従って、筆者は唐代史料に頻出する「閣門」とは、左右上閣門のみならず通内門をも指し、禁中直通の門と定義したのである。又、こうした「閣門」に文書を提出して時政を論じる事を、玄宗朝頃から「側門論事」として制度化されていたことを述べた。^⑧「閣門」が一般名詞として唐代に使用されていたならば、実際にどの門がそれにあたるのか。筆者は、以前、文書提出の場となった宮城の諸門を調査し、年代順に並べ、その変容について初步的考察を行った。それが、表1、「直訴の場としての諸閣門」と表2、「詣闕上書年代表」(付図1、唐代宮城図参照)であり、その結果、次のような論点を打ち出した。

①唐初、文書の提出先は朝堂が圧倒的に多い。それは、朝堂自体が士庶の上言の場という観念が存在したのと、肺石・登聞鼓・匭函・三司受事といった下情上達機関が重層的に存在したからである。

②一方、唐初から、閣門で上書或いは直訴することが行われてきたが、それが急増するのは、安史の乱中、肅宗が長安に復帰した至徳二年(七五七)からである。その背景に判元帥府行軍司馬として禁軍を掌握した李輔国の活動がある。彼は「閣門」のひとつ大明宮の銀台門で、皇帝と宰相以下百官の文書取り次ぎを擅断し、皇帝権力の一部を窃取して中間決定者となった。

③李輔国が肅清され、魚朝恩が神策軍の指揮権をもとに跋扈すると、代宗は、宰相元載との間に、掌枢密の董秀・宰相府の吏卓英倩を仲立ちとして情報伝達の機密保持を図り、魚の肅清に成功する。この董秀の活動が後の枢密使の起源であるが、宦官に対して外廷との情報伝達とその部分的処理権を賦与したのは、玄宗朝以来の前史がある。

④元載は、その後も董秀・卓英倩を通じて代宗と繋がる情報伝達経路を維持し、あまつさえ百官の奏事を制限し情報の独占を図ろうとするが、

唐代の閣門の様相について

代宗は再び宦官・内諸使を通じて外廷の状況を的確に把握し、最終的に元載を肅清、安史の乱中より続いた朝廷跋扈者の掃討を達成する。^⑤董秀を魁とする枢密使の登場は、禁軍掌握宦官に対抗して皇帝―宰相の情報伝達を密にする為に設置されたのであり、宦官跋扈の表徴・或いは皇帝の昏庸に帰せられる事柄ではない。以上であるが、^④に関しては概略を述べるにとどまった。次章では前稿の補足として、元載政権下の情報伝達と権力闘争について述べたい。

第二章 代宗と客省

まず、唐朝の長安復帰から、徳宗即位に到る権力者の興亡をあとづけたいのが、次の年表である。

〈01〉	至徳二年(七五七)	十月…肅宗、長安に復帰	
〈02〉	宝応元年(七六二)	五月…李輔国、宰相となり全盛	
〈03〉	同年	六月…程元振、李輔国に代わり判行軍司馬となる	
			↓李輔国、中書令を罷め、その権勢が傾く
〈04〉	同年	七月…匭使に状の事前検閲を禁じる ^⑫	
〈05〉	同年	十月…代宗、李輔国を暗殺	
〈06〉	広徳元年(七六三)	一月…安史の乱終結	
〈07〉	同年	十一月…程元振、吐蕃防衛の失敗を問責され追放	
〈08〉	同年	十二月…魚朝恩、神策軍を率い長安進駐	
〈09〉	広徳二年(七六四)	二月…代宗、匭函進表を勸奨、親覽を宣言 ^⑬	

※ この頃、宰相元載、宦官董秀・中書主書卓英倩と結ぶ^⑭

- 〔10〕 永泰元年（七六五）三月… 独孤及、進甌上封の有名無実を批判^⑤
- 〔11〕 同年 … この頃、代宗、右銀台門客省を運用〔補注〕
- 〔12〕 大暦元年（七六六）二月… 元載、百官の論事制限を建議^⑥
- 〔13〕 大暦五年（七七〇）三月… 魚朝恩、元載の策に陥り、宮中で暗殺される
↓ 神策軍の指揮権が宦官より奪われる
- 〔14〕 同年 … 諸司の長官に閤門における請対を許す^⑦
- 〔15〕 … この頃、元載の専権宰相化
- 〔16〕 大暦六年（七七二）四月… 李少良事件
- 〔17〕 大暦八年（七七三）九月… 郇謨事件
- 〔18〕 大暦十二年（七七七）三月… 元載誅殺される
- 〔19〕 同年 四月… 代宗、側門論事・甌函等を推奨し大いに言路を開く
↓ 進甌副本の検閲を禁止、直達を指示
- 〔20〕 大暦十四年（七七九）五月… 代宗死去、徳宗即位
- 〔21〕 同年 七月… 徳宗、客省を整理する

※年代、事件の顛末は主に『資治通鑑』を参考にした。

〔13〕 魚朝恩亡き後、専権宰相となった元載に対して代宗は独自の情報収集手段を構築した。それは〔11〕客省と右銀台門である。そもそも銀台門は、禁中に直通する「閤門」であり、李輔国が長安凱旋後に拠点とした場所である^⑧。代宗は李輔国退場後、右銀台門の側に客省を設置した。『旧唐書』卷一一、徳宗紀上に、

「大暦十四年、七七九、七月」辛未… 中略… 罷右銀台門客省、歳給廩料万二千斛。自永泰已來、或四方奏計未遣者。或上書言事忤旨者。及蕃客未報者。常数百人於客省給食。横費已甚、故罷之。

とあり、永泰元年（七六五）以来、右銀台門に置かれた客省にはA地方

からの使者で未帰還の者、B奏事して皇帝の機嫌を損ねた者、C外国からの使者で皇帝の沙汰の無い者、等が宿泊した施設だと言う。総じて捨て置かれた連中のたまり場といったネガティブなイメージが強い。又、A・Bは地方・外国からの使者対象で、呉麗娘氏が主張されるように朝廷からみて「対内」・「対外国」的「外交」機関の性格を有し、転じて拘禁施設の要素をも含むといえようが、Bは検討を要する。これだけでは、専ら不始末をしでかした奏事者の拘留施設であるが、代宗朝の客省活用例である〔16〕李少良事件・〔17〕郇謨事件を検討してみよう。

〔一〕 李少良事件

『旧唐書』卷一一八、元載伝附李少良伝に、

李少良者、以吏用、早從使幕。因職遷殿中侍御史。罷、遊京師、干謁權貴。時元載專政、所居第宅崇侈、子弟縱橫、貨賄公行、士庶咸嫉之。少良怨不見用、乘衆怒以抗疏上聞。留少良於禁内客省。少良友人韋頌因至禁門、訪少良。少良漏其言。頌不慎密、遂為載備知之。乃奏少良狂妄、詔下御史台訊鞫。是時御史大夫缺、載以張延賞為之、屬意焉。少良以泄禁中奏議、制使陸珽同伏罪。初、韋頌及珽俱与少良友善。与載子弟親党款狎。頌得少良微旨、漏於載所親、遂達於載。載密召珽問之、珽具白其状及禁中語。載得之、奏于上前。上大怒、並付京兆府決殺。珽、国子司業善經之子也、少良父業、頗通經史。性浮躁而疏、故及于累。

とあって、獵官者李少良は元載一党の横暴と彼らに対する悪評に乗じて、代宗にその実態を密告し、私怨を晴らすと同時に皇帝に密着することに成功した。その対価が客省への逗留である。『新唐書』卷一四五、元載伝附李少良伝には、「帝、少良を客省に留め、其の事を究めんと欲す」とあり、代宗の目的は情報収集そのものであった。ところが、李は目論

見が首尾良く運んで気をよくしたのか、訪ねてきた友人に恐らく禁中の代宗とのやりとりを漏らしてしまい、それが元載の知るところとなつて、杖殺の憂き目にあつたのである。この事案から幾つかの論点が導き出せる。前章年表（12）にあるように、元載は百官の批判を恐れ、官僚の上奏に長官と宰相の審査を導入しようとした。筆者は、この企図が果たしてどの程度の効力を有したか疑義を呈したが、この李少良の最初の「抗疏上聞」は如何になされたのであろうか？もし元載の政策が実行されており、李の上奏が通常のルートによるものならば、そもそも代宗に上聞できなかったはずである。李の上奏が元載に知られず代宗に通じたということは、元載の制度が継続していなかったか、それを迂回する別のルートがあつたかである。いずれにせよ、元載は自己に対する批判を事前に阻止できなかったことは確かである。李少良の横死は自ら招いた結果であり、彼が慎重であつたら結果は別のものになつた可能性がある。そこで、李の上奏方法であるが、大明宮横の興安門を通過して右銀台門で上書した可能性がある（図1）。彼が代宗と謁見後、「禁内客省」に収容されたことがその間の事情を物語っているのではないか。李の友人韋頌が訪ねた「禁門」とは恐らく興安門であろう。

一方、代宗は李少良を客省において事情聴取することで元載の外廷での活動実態を追究しようとしたのであるが、彼の秘密漏洩に怒りと危機感を感じ、関係者を肅清したのである。この際、客省が代宗にとって有用な人材プールの施設であり、且つ宰相に察知できない皇帝直轄の機密機関であつたことを裏付けよう。

元載は結果的に李少良の迂闊という敵失によって反撃に転じたのであるが、警戒心を強めたに違いない。そこで、二年後の（17）郇模事件へと繋がる。

（二）郇模（模）事件

『旧唐書』卷一一八、元載伝附郇模伝に、

大曆中、元載弄權自恣、人皆惡之。八年「七七三」七月、晋州男子郇模、以麻辮髮、持竹筐及葦席、哭於東市。人問其故。對曰、有三十字請獻於上。若無堪、便以竹筐貯屍、棄之于野。京兆府以聞。上即召見、賜衣、館於禁内容省。其獻三十字、各論一事。其要者、团字、監字。团者、請罷諸州团練使。監者、請罷諸道監軍使。殿中御史楊護職居左巡、郇模哭市、護不聞奏。上以為蔽匿、貶連州桂陽県丞員外置。元載当承寵得志、每改張朝政、出於載手。中外共怒、當時婦咎於載。故少良封事於前、郇模哭市於後。凡百有位、宜為明誠。

とあり、郇模の場合、東市で哭すという奇抜な方法で代宗に意を伝えている。おそらく士人の李少良の如く封事上奏の手段を持ち合わせていなかったか、李少良事件によって元載の警戒心が高まっていたことも考えられる。いずれにせよ、その行為の結果は客省への保護となつた。これは元載から身柄の安全を図る意図もあつたと思われる。郇の主張「团」・「監」の二字のうち、監軍使は元載に関わりないことで、必ずしも、反元載一辺倒というわけではなかったが、世上の元載に対する反発に便乗しての行為であり、殿中侍御史左巡楊護を処罰したように、代宗は言路壅蔽に神経を尖らせていた。

結局のところ、情報戦を制したのは代宗の方であつた。『旧唐書』卷一一八、元載伝に、

会有上封人李少良密以載醜跡聞。載知之、奏於上前。少良等数人悉斃於公府。由是道路以目、不敢議載之短。門庭之内、非其党与不接。平素交友、涉於道義者、悉疏棄之。代宗寬仁明恕、審其所由。凡累

年、載長悪不悛、衆怒上聞。

とあり、『新唐書』卷一四五、元載伝に、

載智略開果、久得君、以為文武才略莫己若。外委主書卓英倩、李待榮。内劫婦言、縦諸子関通貨賄。京師要司及方面、皆擠遣忠良、進貪狼。凡仕進干謁、不結子弟、則謁主書。城中開南北二第、室宇奢廣、当時為冠。近郊作觀榭、帳帟什器、不徒而供。膏腴別墅、疆畛相望、且數十区。名姝異技、雖禁中不逮。帝尽得其状。

とあって、元載の行状は悉く代宗の知るところとなっていた。帝が的確な情報収集手段を有していたことを物語ろう。当時、皇帝への情報伝達経路は大きく二分されていた。一つは、宰相以下の南衙系統であり、もう一つは、宦官の関与する北司系統である。

南衙系統は、通常の上奏ルート他に、朝堂の直訴機関が含まれる。これらは重層的に存在し、担当者・文書処理制度も時期によって変遷があり、一筋縄ではない問題であるが、いずれにせよ管理者は南衙の官人であり、その上奏手続きも次第に皇帝直達というわけではいかなかった。確かに安史の乱勃発後、肅宗は専権宰相の壅蔽に懲りて匭函進状の事前検閲を廃止し、代宗も前章年表(04)・(09)のように、匭函進状を勸奨しているが、反面(10)にあるように、進匭しても音沙汰無し^②の状況を批判されており、(19)の元載肅清後の言路洞開の詔勅では「頃ろその人にあらざるを以て、凡そ事、壅蔽す」とし、再度、匭函進状の事前検閲を禁止している。元載政權下で南衙系統の情報伝達ルートが、彼の影響下にあったことを端的に示しているよう。

一方、北司の方であるが、先述の興安門↓右銀台門ルートは、官制上も建築の物理的構造の上でも南衙の朝堂↓中書門下ルートをバイパスしており、その関係者は、門司である内給使と客省管理者であるが、客省の統括者は、禁中に所在し後に内諸使として史乘に登場することから、

この時期もやはり宦官によって掌られていた可能性が強い。また、掌樞密の董秀は元載の党与であり、当然ながら興安門↓右銀台門ルートに關与してなかったであろう。つまり、宦官勢力は決して一枚岩ではなく、代宗は複数の宦官ルートを使い分けていた。否、むしろ最初のルートが信頼できなくなったので、新たなルートを構築した、というべきであろう。この際、客省に大物宦官が登用された節はなく、代宗皇帝直轄に近い存在であったことを伺わせる。つまり銀台門にオフィスを構えた李輔国の遺産を継承したのである。

次に、右銀台門と客省の關係について考察しなければならない。元来、両者は別の施設であった。右銀台門に置かれた使職については、王靜氏の指摘がある^③。すなわち、「監右銀台門進奏使」である。同職の出典は、張拋撰「唐故扈從監右銀台門進奏使、朝議郎守内侍省掖庭局丞上柱國賜緋魚袋、張府君墓誌銘并序」であるが、碑銘の主、張明進が、内侍省掖庭局丞の兼任でその職に任命されたのは、徳宗の貞元十五年(七九九)のことであり、代宗当時、同職が存在したのか不明である。存在しなかった場合、門司がその役割を果たしたと考えられる。後章で述べる如く、門司は単なる門番であっても、それなりの威力を発揮することがままあった。

一方、客省の方は、文宗の大和五年(八三一)四月に、「内外客省使、印を鑄せんことを奏請す、之に従ふ」とあり、客省使が使職として名実共にその地位を確立したのは、後年のことである。しかしながら、先述の如く大規模な客省を維持するのに管理職が存在したはずで何らかの使職の存在は予想できる。それが内客省使へと発展していった蓋然性は高いと思われる。

以上、史料が僅少で憶測とならざるを得ないが、両方を統轄する使職があった可能性は低い。客省と銀台門の機能・用途についてまとめたの

が、表三、歴代客省表と表四、銀台門関係年表であるが、互いに機能が重複し、連繫している場合もある。例えば、表四の10・14・15・16・17・18等、銀台門は上奏文受理の場であったが、表三の13・17の様に客省も上奏の場であった。また、表四の4・11では銀台門は待罪の場であったが、表三の14では、銀台門で請罪した者達は客省に安置されている。両者、密接な関係にあったが、手続き上一定の原則が当初よりあったとは思えない。あるとすれば、年代が下るに従い徐々に形成されたものと思われる。客省は、地方・外国の使者の逗留施設の役割があったので、銀台門の上奏例は、表四、11・15・17・18の如く地方から来たものが多く、10・12のようにそうでないものもあり、7・16のように宗室の儀礼的進状の場とされたこともある。これなどは、禁中に直結する銀台門の性格に由来する「家礼」に近い意味があったのではなからうか。

いずれにせよ、銀台門・客省間の制度的機能分担は唐代ではさほど進展せず、両者は、興安門→右銀台門という大明宮特有の建築構造（それは或る意味、偶然に形成されたものであろう）に即して登場した諸制度といえよう。その含意は大明宮内の朝堂→中書門下ルートのパイパスであった。

第三章 閤門使と上奏

本章では、閤門使の職掌のうち、上奏取り次ぎに関わる問題を取りあげたい。最初に取りあげるのは、表一、21・表四、10の銀台門告密事件である。関係者のうち大物の名をとって仮に于頔事件とする。

〈二〉 于頔事件

元和中、内官梁守謙掌枢密、頗招權利。有梁正言者、勇於射利、自言与守謙宗盟情厚。頔子敏与之遊処。正言取頔財賄、言賂守謙、以求出鎮。久之無効、敏責其貨於正言。乃誘正言之僮、支解棄于溷中。八年春、敏奴王再榮詣銀台門告其事。即日捕頔孔目官沈璧、家僮十余人於内侍獄鞠問。尋出付台獄。詔御史中丞薛存誠、刑部侍郎王播、大理卿武少儀、為三司使、按問。乃搜死奴於其第、獲之。頔率其男贊善大夫正、駙馬都尉季友、素服單騎、將赴闕下、待罪於建福門。門司不納。退於街南、負牆而立。遣人進表。閤門使以無引不受。日没方婦。明日、復待罪於建福門。宰相喻令還第。貶為恩王傅、敏長流雷州、錮身發遣。

とあり、殺人犯于敏の家奴が銀台門まで出向き、主人の罪状を告発している。于敏は当時、太常丞の職に就いていたが、如何に官僚の配下とはいえ家奴が禁中の銀台門まで到ったのは、解しがたい話である。さらに不思議な事は続く。証拠が挙がると敏の父で当時、司空、同平章事で宰相の肩書をもっていた于頔が宮城に赴こうとするが、大明宮の南端の正門、建福門の門司に拒否されたのである。つまり朝堂にさえたどり着けなかつたのである(図1)。朝堂は先述の如く受訴機関の集中した場で、庶民でさえ行ける場であり、官僚と皇帝との接点としては尤も尖端の部分であった。これは現場の門司の判断というよりは、皇帝の意向が働いていたのかもしれない。やむを得ず于頔は、銀台門と同様の閤門に人をさしむけて進表しようとしたが、閤門を管理していた閤門使は「引き無きを以て受けず」というありさまであった。このくだりを『資治通鑑』卷二二九は、「閤門、印・引無きを以て受けず」とし、胡注は「唐制、凡そ四方の章表、皆、閤門受けて之れを進む。頔方に請罪せんとするも、既に職印無し。又内引無し。所以に受けず」と説いている。「既に職印無し」とはやや不明瞭であるが、「内引無し」とは禁中との公的もしくは

は私的関係の途絶を意味しよう。つまり一介の家奴は禁中に進入して主人を告発できたのに、宰相の肩書きを有する大官は、宮城にさえ入れず門前払いされたのである。現場担当者は門司であるが、彼らの一連の判断・行動の背後にあるのは、皇帝とその爪牙宦官であろう。また、この史料は、広義の門司にあたる閤門使が、上表の受理をその職務としていたことを明瞭に示す、比較的早いものである。

（二） 李涉事件

次に、表1、20の事案を検討する。仮に「李涉事件」とする。『唐会要』卷五五、諫議大夫に、

〔元和〕六年〔八一二〕十一月。左衛上將軍知内侍省事吐突承璀、出監淮南軍。時劉希昂与承璀、皆久居權任。既黜之。有李涉者、託附承璀邪險。求投匭上疏曰、承璀公忠、才用可輔政化。既承恩寵、不合斥棄。諫議大夫知匭使孔戮、覽其副章、大怒。命逐之。涉乃以賂進光順門、達其疏。戮聞之、因上陳古今之佞倖、可為鑒戒者。又言涉之奸險欺天、請加顯戮。上悟、貶涉而黜承璀焉。

とあり、朝堂の匭函で進状した李涉は、知匭使の孔戮に副本を検閲され追い払われてしまった。そこで、大明宮の閤門の一つである光順門で上書することに成功する。乃ち、南衙の情報伝達ルートをバイパスしたのである。その方途として彼が用いたのは、「賂」であった。『新唐書』卷一六三、孔戮伝には「左右に困って以聞」とあり、収賄の対象は宦官であろう。この李涉の場合、非合法な特殊例と見なせようが、そうともいえない事実がある。『旧唐書』卷一三五、裴延齡伝に、徳宗、貞元十一年（七九五）のこととして、

〔陸〕贄、〔京兆尹李〕充等、雖已貶黜、延齡憾之未已。乃掩捕李充腹心吏張忠、捶掠楚痛、令為之詞云、前後隱没官錢五十余万貫、米

麥稱是。其錢物多結託權勢。充妻、常於犢車中、將金宝繪帛、遣陸贄妻。忠不勝楚毒、並依延齡教抑之辭、具於款占。忠妻母、於光順門、投匭訴冤。詔御史台推問一宿、得其実状。事皆虛、乃釋忠。

とあり、あたかも光順門に匭函があったかの如く記している。この一件に関しては、『冊府元龜』卷五一、邦計部、誣調には「光順門匭使において、進状、訴冤」とあり、『新唐書』卷一六七、裴延齡伝には、「其の母、光順門匭に投訴」とある。しかしながら、実際に光順門に朝堂と同じ匭函が存在したとは思えない。なぜなら、光順門と朝堂匭函では管理者が異なり、制度上区別があったからである。『唐会要』卷五五、匭に、文宗、開成三年（八三八）八月のこととして、

其月。知匭使事、諫議大夫李中敏奏。伏準今年八月一日勅。朝廷体設諫匭、將防漏塞、若微副本、恐不尽言、依中敏所奏。仍令本司及金吾所由、須知進状人姓名、住居、去処、或要召問。如過旬日、無処分、即任東西者。伏以旧例。詣光順門進状、即有金吾押官、責定住処。匭院投状、即本司收投使状人名、便差院子、審復家第及主人。旋牒報京兆府。若又令牒金吾責状、恐進状人勞擾。又慮煩併。今伏請準前準、牒京兆府。勅旨、依奏。

とあり、直訴において光順門・匭函が並列し、前者は金吾衛、後者は匭院の院子が進状人の身元調査にあたっていたことがわかる。つまり、従前から光順門進状は、直訴の機能に関する限り、匭函と同等の制度化を遂げていたのである。しかし、「光順門の匭函」なるものは言及されていない。また、同じく『唐会要』卷五五、匭に、

〔宣宗〕大中四年〔八五〇〕七月。勅。宥投匭、及詣光順門進状人。其中有已曾進状、令所司詳考、無可採取、放任東西。未經兩三個月、又潜易姓名、依前進擾公廷、近日頗甚。自今以後、宜令知匭使、及閤門使。如有此色、不得收状与進状。如故違、与進者、必重書罰。

とあり、進状の受理者は、匭函の場合―知匭使・光順門の場合―閣門使だったことがわかる。この記事からは、先述の如く匭函・光順門が並列の存在であったことと、各々、南衙・北司の管理下にあり、さらに閣門使の管轄が東西上閣門だけでなく、更に脇門の光順門にまで及んだことがわかる。ここで、閣門使の管轄がすべての諸閣門であったか残念ながら不明であるが、光順門が直訴の場として突出した地位を示していたことは確かである。翻って、前記貞元十一年の「光順門投匭」の「匭」とは、こうした光順門の公然化した機能を象徴する比喩的表現ではなからうか？于頔事件・李涉事件、さらに陸贄誣告事件とも、朝堂の迂回とパイパスルートとしての閣門・閣門使の存在が浮上して来る。

〈三〉 韋殷裕事件

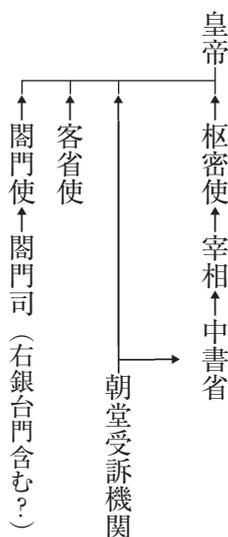
『旧唐書』卷一九上、懿宗紀上、咸通十三年（八七二）五月の条に、乙亥。国子司業韋殷裕、於閣門進状、論淑妃弟郭敬述陰事。上怒甚、即日下京兆府、決殺殷裕、籍没其家。殷裕妻崔氏、音声人鄭羽客、王燕客、婢微娘、紅子等九人、配入掖庭。閣門使田献鉅奪紫、配於橋陵。閣門司閻敬直、決十五、配南衙、為受殷裕文状故也。給事中杜裔休貶端州司馬、中書舍人崔沆循州司戸、殷裕妻兄也。太僕少卿崔元応州司戸、殷裕妻父也。前河陰院官韋君卿為愛州崇平尉、殷裕季父也。以前大理正万俟鎔為国子司業。

とあり、懿宗皇帝の寵妃郭氏周辺のスキャンダルを直言した国子司業韋殷裕とその関係者が帝の逆鱗に触れ、一掃された事件を伝える。文中の給事中杜裔休は、韋殷裕との交遊を咎められたものであり、⁵⁶ 処分者は韋の近親者と、閣門関係者に分かれる。このうち、後者は閣門使と閣門司であり、罪状はざらに韋殷裕の進状を取り次いだことである。引用文からすると、閣門使の方が位階が高く、逆に閣門司の方が処罰が重い。恐

らく、現場責任者が閣門司であり、それを上級で統轄したのが閣門使であろう。韋殷裕が進状した閣門であるが、光順門や銀台門・東上閣門が進状の場となっていた（表二）ことからみて、或いは、閣門司は複数人が各諸閣門に配置されており、そのうちの一つではなからうか。この場合の閣門は、于頔事件と同じく一般名詞であろう。

さて、逆鱗に触れる上奏文を皇帝にまで取り次いだ関係者はどの範囲の人間であろうか。責任を問われているのは、前述の如く閣門使・閣門司の二人の宦官のみであり、宰相も枢密使も客省使も登場しない。この当時権勢を得ていた宰相韋保衡は、郭淑妃の娘婿であり、妃との間に醜聞も取りざたされるような関係であった。⁵⁷ 宰相が上奏ルートに関与していたならば、当然防遏されるはずである。枢密使・客省使も、もし関わっていたならば、ただでは済むまい。或いは枢密使は北司中の大官なので、皇帝が遠慮したとの推測もできようが、史料に一切現れないのは不自然である。したがって、閣門司・使↓皇帝への直線ルートが存在したと考えるのが自然である。

以上を総括すると、皇帝への情報伝達ルートは、放射状に複線化しており、南衙ルート内部を除くと、重層的な文書処理制度が未だ存在しなかったと考えられる。⁵⁸



唐代後半期は新たな制度の草創期であり、その大半は臨時の使職で

あった。屋上屋を重ねる官職の輩出は、代宗朝の政治抗争に見られるように喫緊の必要に応じて登場したのであり、それらが未整備のまま皇帝に直属する形で機能していたと考えられる。これは、無秩序ではあるが、唐代後半期の如き政治状況の悪化した時代では皇帝に都合がよい面がある。情報伝達ルートは競合していた方が、判断の根拠が多く集まるからである。

おわりに

唐代の「閤門」は第一義的に建築物としての文字通りの門であった。しかしながら、その他の諸門と異なる点は、広く官衙・宮城において公的空間と私的空間の境界線の門として存在したことである。唐代の宮城においては、禁中に直通する性格から文書伝達の通過点から皇帝に直結する場へと転化し、そこを管理する宦官門司は、次第に情報伝達の管理者―閤門使を形成していった。また、情報提供者を機密保護下におくための内容省が代宗朝におかれ、客省使を形成していく。閤門のうち、右銀台門・光順門・東上閤門が史書に比較的多く現れる門であるが、右銀台門は客省と結びつき、光順門は朝堂の匭函に相当する機能を獲得し、突出した地位を築いた。このうち、右銀台門の管理者が閤門使であったかは残念ながら不明であるが、いずれにせよ宦官が担当したと思われる。彼ら内諸使の掌握した情報伝達ルートは、朝堂―宰相府―枢密使ルートに対するバイパスを形成していた。これら諸使職が、如何に関連していたかは、史料不足で憶測に頼らざるをえないが、個別に皇帝に直結していたと思われる。大雑把にいつて南衙・北司による情報伝達経路の二分化は認められよう。

唐代後半期に形成される膨大な使職の体系は、状況に応じて臨機応変

に形成されたもので、それは、代宗朝の権力闘争の過程に端的に窺われる。唐代では、これら諸使職の体系化は未整備で、文書処理も制度化が未熟であったが、一方で皇帝にとって有利な状況を作り出す柔軟な権力構造であった。それこそ、当該時期の使職体系の真骨頂ではなからうか。

※本稿は二〇〇七年九月二十八日、北京大学中国古代史研究中心の国際学術工作坊「唐宋時期的文書伝通与信息溝通」において発表した「関于唐代閤門的情况」を加筆補訂したものである。席上、貴重なご意見を戴いた呉麗娛・趙冬梅両先生には、深甚なる感謝を表したい。又、本研究は平成一七―二二年度 文部科学省特定領域研究 東アジアの海域交流と日本伝統文化の形成―寧波を焦点とする学際的創生―文献資料部門「前近代中国の中央・地方・海外を結ぶ官僚システム」の研究成果の一部である。

注

- ① 梅原郁氏「宋代の武階」(『宋代官僚制度の研究』第二章、同朋舎出版、一九八五年)。
- ② 平田茂樹氏、「科挙と官僚制」(『世界史リブレット』9、山川出版社、一九九七年)、趙冬梅氏「試論宋代的閤門官員」(『中国史研究』二二〇〇四―四)参照。
- ③ 趙雨樂氏「唐代における内諸司使の構造」(『東洋史研究』五〇―四、一九九二年)も、閤門使の職掌に儀礼の他に、四方表章を掌ることを指摘されているが、後述するように若干筆者の考えと相違点がある。
- ④ この問題については、呉麗娛・趙冬梅両氏が専論を発表されていることを昨年、北京大学中国古代史研究中心での国際学術工作坊「唐宋時期的文書伝通与信息溝通」において、両氏より以下の論考を直接賜ったことにより知った。趙冬梅氏A「試論通進視角中的唐宋閤門司」(中国宋史研究会年会暨安丙国際研討会、二〇〇四年、四川省広安)及びB「唐宋

諸使機構職掌考」(『国学研究』一六、二〇〇五年)、吳麗娛氏「試論、状、在唐朝中央行政体系中的應用与伝通」(唐宋時期的文書伝通与信息溝通、国際学術工作坊、北京大学中国古史研究中心)。このうち吳氏の論考は筆者が本稿の基としたものと同じ学会発表討論稿である(本稿末尾参照)。本論では、両氏の説が唐、宋の変革過程という長期を射程としておられるのに鑑み、よりミクロの視点で情報伝達を通じて諸勢力の権力闘争が行われた肅宗、代宗朝を、唐代後半期の制度的発展の端緒と位置付け、考察の起点としたい。

- ⑤ 『大唐六典』卷二二、宦官、尚宮局、司言。
- ⑥ 『大唐六典』卷二二、内侍省、宮闈局、拙稿「唐の代宗朝における臣僚の上奏過程と枢密使の登場」(『立命館東洋史学』二九、二〇〇六年)参照。
- ⑦ 同条では、「東・西」上閣門を「左・右」上閣と記している。
- ⑧ 同氏「漢代の官衙と属吏」(『漢代都市機構の研究』、汲古書院、二〇〇二年、初出一九八九年)参照。
- ⑨ 拙著『唐王朝の宮城と御前會議』(晃陽書房、二〇〇六年)第二部第三章参照。前掲注④、趙氏A論考では、唐代の閣門を東西上閣門のみとし、延英門やその他通内門を閣門とみなしていないが、筆者としては本文で述べた理由や前記旧稿の考察により、氏の見解には従い難い。
- ⑩ 前注⑨拙著第二部第二章。「側門」という名称は、一般に諸「閣門」が正門以外の脇門であることからつけられた名称ではないかと思われる。
- ⑪ 前掲注⑥拙稿。李輔国や枢密使・客省使の活動については、先行研究で多く触れられている。王静氏「唐大明宮内侍省及内使諸司的位置与宦官専権」(『燕京学报』新一六期、二〇〇四年)、吳麗娛氏『唐礼撫遺——中古書儀研究』(商務印書館、二〇〇二年)、劉後濱氏『唐代中書門下体制研究——公文形態・政務運行与制度変遷』(齊魯書社、二〇〇四年)等。
- ⑫ 『旧唐書』卷一一、代宗紀
- ⑬ 『旧唐書』卷一一八、元載伝、
 広徳元年、与宰臣劉晏、裴遵慶同扈從至陝。及輿駕還宮、遵慶皆罷所任、載恩寵弥盛。「李」輔国死、載復結内侍董秀、多与之金帛、委主書卓英倩潜通密旨。以是上有所属、載必先知之、承意探微、言必玄合、上益信任之。
- ⑭ 『冊府元龜』卷一〇二、帝王部、招諫。

唐代の閣門の様相について

⑮ 『文苑英華』卷六二二、獨狐及「直諫表」、『新唐書』卷一六二、獨狐及伝。

⑯ 『顏魯公文集』卷一、「論百官論事疏」に、
 御史中丞李進等、伝宰相語、称奉進止。縁諸司官奏事頗多、朕不憚省覽。但所奏、多挾私讒毀。自今論事者、諸司官皆須先白長官、長官白宰相、宰相定可否、然後奏聞者。臣自聞此語已來、朝野囂然、人心亦多衰退。何則、諸司長官皆達官也。言皆專達於天子也。郎官、御史、陛下腹心耳目之臣也。故其出使天下、事無巨細、得失皆令訪察、廻日奏聞。所以明四目、達四聰也。今、陛下欲自屏耳目、使不聰明。則天下何述焉：中略：臣聞、太宗勤於聽覽、庶政以理。故著司門式云。其有無門籍人、有急奏者。皆令監門司与仗家引对、不許闕礙。所以防壅蔽也。并置立仗馬二疋、須有乘騎便往。所以平治天下、正用此道也。天寶已後。李林甫威權日盛。郡臣不先諮宰相、輒奏事者。仍託以他故、中傷之。不敢明約百官令先白宰相、又闕官袁思芸、日宣詔至中書、玄宗動靜必告林甫、先意奏請、玄宗驚喜若神、以此權柄恩寵日甚：中略：臣又聞。君子難進易退。由此言之、朝廷開不諱之路、猶恐不言。况懷默息。令宰相宣進止、使御史台作條目、不令直進。從此人人不敢奏事、則陛下聞見、只在三數人耳、天下之士、方鉗口結舌：後略：

- ⑰ 『文苑英華』卷四六三、「復尚書省故事制」に、
 勅：漢朝。丞相与公卿已下、五日一決事。帝親断可否。且国之安危、不独注於将相。政之理乱、固亦在於庶官。尚書、侍郎、左右丞、及九卿。參領要重、朕所親倚。固当朝夕相見、以之匡益也。頃以迎陞未寧、日不给暇。又省寺之務、多有所分。簡而無事、曠而不接。今大举綱目、重頒憲章。並宜詳校所掌、明徵典故。一一条具、面陳損益。如非時須有奏議。亦聽詣閣請对。当親覽其意、扞善而從。
- ⑱ 『冊府元龜』卷一〇二、帝王部、招諫一。
- ⑲ 銀台門には左・右の別があつたが、表2によると右銀台門が主に使用されたようであり、おそらく李輔国が使用した門も右であろう。中田美絵氏「唐朝政治史上の『仁王経』翻訳と法会」(『史学雑誌』一一五—三、二〇〇六年)は、『代宗朝贈司空大辨正広智三藏和上表制集』卷六、「肅

宗恩命三蔵弟子肝入内道場念誦制一首」に「有銀台門家」とあるのを「右銀台門家」の誤写の可能性ありとされ、李輔国の駐在していたのは右銀台門と推定されている。

⑳ 客省の歴史と沿革については、呉麗娛氏「試論晚唐五代的客將、客司与客省」(『中国史研究』二〇〇二—四)参照。客省には内・外の別があるが、禁中に直通する銀台門の位置からすると、内客省にあたるのではないかと思われる。「内外客省重修仏堂院記」(高本憲氏「西安発現的唐長安仏堂院残碑」『考古』二〇〇二—一〇)によると、客省の内・外の別は、すでに、開元・天宝期にあるようで、『旧唐書』卷八、玄宗本紀上、先天二年(七一一)七月三日の条に、

上密知之。因以中旨告岐王範、薛王業、兵部尚書郭元振、將軍王毛仲、取閑廐馬及家人三百餘人。率太僕少卿李令問、王守一、内侍高力士、果毅李守德等親信十數人。出武德殿、入虔化門。臬常元楷、李慈於北闕。擒賈膺福、李猷於内客省以出。執蕭至忠、岑羲於朝、皆斬之。

とあり、太極宮に「内客省」が存在したことが分かる。『資治通鑑』卷二一〇の、当該条の胡注では、この内客省を中書内省の附属施設と解している。そうだとすれば、当「内」客省は、宮城内に存在し禁中の外側という微妙な位置に存在したことになる。また、後年の大明宮銀台門の「内客省」との関連は不明。前掲注4趙冬梅氏B論文では、この先天「内客省」を蕃客の入謁・大朝会の際の休憩所と解されている。ちなみに、『大唐六典』卷七、工部郎中・員外郎の条に、洛陽の禁苑にある西上陽宮に客省院が見え、これも「内」客省にあたると思われる。

㉑ 前注⑳呉氏論考参照。実際に捕虜の拘留に使用されたり、驕藩の子弟を監禁するのに用いられたことがある。後掲表三参照。

㉒ 前掲注⑥、拙稿参照。

㉓ 中書舎人の関与した中書省經由であろう。『唐令拾遺』公式令四一に、諸有事陳意見、非為訴訟身事、欲封進者。並任封上、舎人受得即奏、不須開看。

とあり、封事の場合、宰相が事前検閲できたか不明であるが、専権宰相下において、宰相府と密着した中書省經由では、発覚のリスクが高かろう。

㉔ 興安門は、大明宮建設後、右銀台門までの通過ゲートとなった観があ

るが、もともとは、禁苑に通じる門であり、大明宮建設後もその性格は残存していたと思われる。一方、右銀台門の内客省が、銀台門の内側にあったか、外側にあったか判然としないが、前掲徳宗初期の史料や、『資治通鑑』卷二二五、大曆十四年(七七九)七月の条を見ると、数百人規模の人員と相応の家畜を收容しており、宮城内にそのような施設があったとは考えにくい。

㉕ 『新唐書』卷一四六、李栖筠伝に

元載當国久、益恣横、代宗不能堪。陰引剛毅大臣自助、欲収綱權以黜載。会御史大夫敬括卒。即召栖筠与河南尹張延賞、擇可為大夫者。延賞先至、遂代括。会李少良、陸珽等上書劾載陰事。詔御史問狀、延賞稱疾、不敢鞠。少良、珽覆得罪死。帝殊失望、出延賞為淮南節度使、引拜栖筠為大夫。とあり、代宗の元載に対する意図と李少良への思惑が窺える。

㉖ 韓国磐氏「元載論略」(『中国古代史論叢』一九八九—二〇〇一)。

㉗ 朝堂受訴機関に関する論考として、王安治氏「唐代司法的三司」(『北京大學學報』一九八八—四)、馬俊民氏「唐代御史院制考論」(『天津師大學報』一九九〇—一)、劉后濱氏「唐代司法“三司”考析」(『北京大學學報』一九九一—二)、楊一凡・劉篤才兩氏「中国古代甄函制度考略」(『法學研究』一九九八—一)、劉俊文氏「唐代法制研究」(文津出版社、一九九九年)。

㉘ 『唐會要』卷五五、甄、至徳元年(七五六)十月の条。

㉙ 大曆以前に起居舎人で理甄使を兼任した王定は元載の党であり(『文苑英華』卷八九四、權徳輿「故太子右庶子集賢院學士贈左散騎常侍王公神道碑」)、百官の論事を制限しようとした元載がこうした方法で、甄函の掌握に意を用いたとしても不思議ではない。

㉚ 前掲注⑪論考。

㉛ 『隋唐五代墓誌滙編 陝西』卷二所収。

㉜ 『冊府元龜』卷六一、帝王部、立制度二。

㉝ 13の「客省奏事」とは、代宗朝と同じく上奏者で客省に逗留していた者かもしれない。そうだとすると、徳宗の客省整理策以後、再び代宗朝の機能が復活していたことになる。また、『冊府元龜』卷八八、帝王部、赦宥七、宝応元年(七六二)五月丁酉の条に、「諸色文武官応在凌霄門内

謁見者、并飛龍射生等、並宜以宝応功臣為名」とあり、銀台門客省登場以前では、凌霄門も人材プールの場となっていた。

③4 『旧唐書』卷一五、憲宗紀下、元和八年（八一三）二月の条。

③5 ちなみに、于頔が進表しようとした閣門とは、どの門であるか不明である。家奴と同じく銀台門であるならば、そう書かれていようが、そうでないところをみると大明宮内の他の閣門かもしれない。

③6 『資治通鑑』卷二五二、咸通十三年（八七二）五月乙亥の条参照。

③7 『新唐書』卷七七、郭淑妃伝。

③8 趙雨寒氏注③論考では、『資治通鑑』卷二六三、昭宗天復三年（九〇三）正月甲子の条に、

車駕出鳳翔、幸全忠堂。全忠素服待罪、命客省使宣旨积罪（時客省使、

蓋通知閣門事、故令宣旨积罪）。

とあるのを根拠として、客省使と閣門使は両者緊密な関係にあり、客省使を経て、閣門に進呈する、とされるが、胡三省の注は恐らく宋代の制度を下敷きにしたものであるうし、本文の朱全忠の行動から、客省使↓閣門使の制度化された関係を看取するには無理がある。仮に、趙氏のいう配合関係が成立していたとしても、唐極末の事例であり、早期からそのような制が成立していたか疑問である。

〔補注〕『旧唐書』一二、徳宗紀上、大曆十四年（七七九）七月の条。

（本学文学部教授）

表 1. 直訴の場としての諸閣門（側門）

	西暦	年号	月日	概要	門名	出典	宮城図
1	648	太宗貞観22年		伏閣上疏する者あり→宰相中書侍郎崔仁師奏せず処罰される	閣門	旧 74、崔仁師	
2	684	武后光宅元年	2月	飛騎、謀反を密告	玄武門	鑑 203	L
3	711	睿宗景雲2年	6月	南衙、北門、及諸門進状に時刻を記載する勅	北門・諸門	会 26、賤表例	L?
4	714	玄宗開元2年	閏3月	諸司の諸門における進状奏事に長官の封題をする勅→謀反を告発する者はこの限りに非ず	諸門	会 26、賤表例	
5	715	開元3年	10月	甌・側門進状を用いて言路を開く詔	側門	冊 102、帝王部、招諫	
6	752	天宝11年	4月12日	謀反人の兄御史中丞王珙、進状するも門司に拒否される	不明	旧 105、王珙	
7	754	天宝13年	6月	高力士、閣門で奏事者の言（雲南の敗戦）を聴く	閣門	新 207、高力士	
8	770	代宗大暦5年	3月26日	勅して尚書省・九寺官に詣閣請対を許す	閣門	旧 11、代宗紀	
9	774	大暦9年	4月16日	中書舍人常袞、両省官 18 人を率い、詣閣請論事	閣門	旧 11、代宗紀	
10	777	大暦12年	4月	詔して側門論事・甌函の推奨	側門	冊 102、帝王部、招諫	
11	795	徳宗貞元11年	4月	裴延齡、陸贄らを誣告→陽城ら諫官、延英閣を守り抗議	延英門	新 194、陽城	J
12	795	貞元11年		裴延齡、京兆尹李充の吏張忠を誣告、その妻母、光順門にて投甌訴冤	光順門	旧 135、裴延齡	
13	798	貞元14年	9月26日	太学生王魯卿ら 270 人、陽城の左遷に抗議しようとして阻止される	光順門？	旧 192、陽城、柳宗元集 34 与太学諸生喜詣闕留陽城司業書	K
14	799	貞元15年		宦官張明進、監右銀台門進奏使に任命される	右銀台門	張明進墓誌銘、隋唐五代墓誌匯編 陝西卷 2	I
15	802	貞元18年	7月	徳宗、正衙奏事を廃し、延英門請対を命じる	延英門	冊 180、帝王部、失政	
16	802	貞元18年		長安県の耆老、徳宗の尊号を復せんことを請う	光順門	柳宗元集 37、爲耆老等請復尊號表	
17	803	貞元19年		韓愈、京師旱魃で閣門上疏	閣門	昌黎先生文集 1、赴江陵途中、寄贈王二十補闕、李十一拾遺、李二十六員外、翰林三學士	
18	809	憲宗元和4年	4月9日	撫州山人張洪、騎牛冠履、光順門にて献書	光順門	旧 14、憲宗紀	
19	809	憲宗元和4年	10月	穆質ら諫官、宦官吐突承璀の招討使任命に反対	閣門	旧 155、穆質、鑑 238	
20	811	元和6年	閏12月	試太子通事舍人李涉、吐突承璀を擁護→投甌して拒否→光順門で進状	光順門	鑑 238	
21	813	元和8年	正月	太常丞于敏役人王再榮、主人の犯罪を密告	銀台門	鑑 239、旧 156、于頔伝	
22	813	元和8年	正月	司空同平章事于頔、子息の犯罪を謝罪上表→閣門使に拒否される	閣門	鑑 239	
23	813	元和8年	11月3日	韓愈、銘文の作成を命じられ辞退する	東上閣門	昌黎先生文集 26、魏博節度觀察使沂国公先廟碑銘	M
24	819	元和14年	8月13日	憲宗、宰相達に假日不坐で事あれば延英殿に詣りて請對せしむ	延英門	旧 15、憲宗紀	
25	819	元和14年	9月	考功郎蕭祐、古今書畫 20 卷を上進	右銀台門	冊 169、帝王部、納貢獻	
26	820	穆宗元和15年	11月20日	穆宗、華清宮行幸を計画、御史大夫李絳ら百官を率いて抗議	延英門	会 27、行幸	
27	822	長慶2年	2月	元稹、宦官と結び入相、宿臣裴度の兵権を止める→諫官の抗議	閣門・延英門	旧 170、裴度、鑑 242	
28	822	長慶2年	12月4日	穆宗、病で動静知れず→宰臣李逢吉、百僚を率いて請見	延英門	旧 16、穆宗紀	
29	824	長慶4年	12月	王播、樞密使王守澄と結び、塩鉄転運使復帰を企図→諫議大夫獨孤朗ら前一日延英に詣り抗議	延英門	冊 546、諫諍部、直諫	
30	824	長慶4年	12月	百姓董大和、耳を切り將作監の不正を訴える	右銀台門	冊 625、卿監部、貪冒	
31	826	敬宗宝曆2年	5月	山人杜景先、光順門進状、道術ありと称す	光順門	旧 17 上、敬宗紀	
32	831	文宗大和5年	3月2日	宰相宋申錫、宦官に誣告される→諫官伏閣懇論	閣門	旧 167、宋申錫	
33	834	大和8年	10月	文宗、李仲言を侍講とす→高銑ら諫官、伏閣論ず	閣門	旧 168、高銑附高銑	
34	835	大和9年	7月	右銀台門にて諸縣主簿の進状を禁止する	右銀台門	冊 65、帝王部、発号令	
35	835	大和9年？		邕州録事參軍妻、招討使董昌齡の夫殺害を訴える	右銀台門	旧 193、列女	
36	838	開成3年	8月	詣光順門進状人の金吾による身元調査をやめる→京兆尹に連絡	光順門	会 55、甌	
37	850	宣宗大中4年	7月	投甌人・光順門進状の人→知甌使・閣門使が不正者を取り締まる	光順門	会 55、甌	
38	872	咸通13年	5月6日	國子司業韋殷裕、閣門進状、淑妃弟郭敬述の陰事を論ず	閣門	旧 19 上、懿宗紀	

旧…『旧唐書』会…『唐会要』冊…『冊府元龜』新…『新唐書』鑑…『資治通鑑』

表 2. 詣闕上書年代表

	宮城図	作者	題名	場	全文	英華	種別	年代	備考
1		荆王元景	請封禪表	闕	99		請勸	640	
2	A	褚遂良	再諫五品以上妻犯姦没官表 a	虔化門	149	623	論諫	644 ~ 648	
3		玄奘	謝御制三藏聖教序表	闕	906		陳謝	648	
4		顏揚庭	上匡謬正俗表	闕	165		進獻	651	
5	P	長孫無忌	進律疏表	朝堂	136		進獻	653	
6		玄奘	謝御制大慈恩寺碑文表	朝堂	906		陳謝	656	
7		玄奘	謝勅送大慈恩寺碑文表	闕	906		陳謝	656	
8		玄奘	謝遣供奉上醫尚藥視疾表	闕	906		陳謝	656	
9		玄奘	請入少林寺翻譯表	闕	906		陳乞	657	
10		李善	進文選表	闕	187		進獻	658	
11		許敬宗	勸封禪表	闕	151	556	請勸	~ 659	
12		上官儀	為李秘書上祖集表	闕	155	610	進獻	~ 664	
13		陳子昂	諫政理書	闕下	213	675	論諫	684	
14		陳子昂	諫用刑書	闕	213	674	論諫	686	
15		崔融	為溫給事請致仕婦侍表	闕	219	603	辭官	684 ~ 688?	
16	不明	崔融	進洛陽頌表	宣義門	217	610	進獻	688	
17		李嶠	為百寮賀瑞石表	闕	243	564	慶賀	688	
18		崔融	為朝集使于思言等請封中岳表	朝堂	217	600	請勸	689	
19	P	陳子昂	諫刑書	諫廡	213	674	論諫	689	
20		李嶠	為百寮賀日抱載慶雲見表	闕	243	562	慶賀	688 ~ 690	
21		李嶠	為歐陽通讓夏官尚書表	朝闕	244	577	讓官	690	
22	B	陳子昂	上大周受命頌表	洛城南(門)	209	610	進獻	690	
23		李嶠	為歐陽通讓司禮卿第二表	朝堂	244	577	讓官	691	
24		李嶠	為楊執柔讓夏官尚書表	朝堂	244	577	讓官	691 ~ 692?	
25		李嶠	為楊執柔讓同鳳閣鸞臺平章事表	朝堂	244	572	讓官	692	
26		李嶠	為李景讓天官尚書表	朝堂	244	577	讓官	692?	
27		李嶠	為崔神基讓司賓卿表	朝堂	244	577	讓官	692?	
28		李嶠	為竇孝讓潤州刺史表	朝堂	244	576	讓官	~ 693	
29		李嶠	為百寮賀雪表	朝堂	243	561	慶賀	693?	
30		李嶠	為秋官員外郎李敬仁賀聖躬新牙更生表	闕	243	569	慶賀	693?	
31		閻丘均	為蜀州刺史第八息進雲母粉表	朝堂	297	613	進獻	694	
32		李嶠	為朝集使等上尊号表	闕	243	554	請勸	695	
33		崔融	為百官賀雨請復膳表	朝堂	218	561	慶賀	696	
34		李嶠	為王方慶讓鳳閣侍郎表	朝堂	244	572	讓官	696	
35		李嶠	為王方慶讓鳳閣侍郎第二表	朝堂	244	572	讓官	696	
36		李嶠	為納言姚璿等謝勅賜飛白書表	闕	246	592	陳謝	694 ~ 697	
37		李嶠	為武承嗣讓知政事第二表	閣	243	572	讓官	697	
38		李嶠	為王及善讓內史第二表	朝堂	243	572	讓官	697	
39		張說	為建安王讓羽林衛大將軍兼檢校司賓卿表	朝堂	223	578	讓官	697	
40		崔融	為百官賀斷獄甘露降表	朝堂	218	562	慶賀	697	
41		李嶠	為武承嗣謝男授官表	朝堂	246	591	陳謝	~ 698	
42		李嶠	為鳳閣侍郎王方慶進南齊臨軒函表	闕	245	610	進獻	696 ~ 698	
43		崔融	為宗監請停政事表	闕	219	580	辭官	698	
44		李嶠	讓知政事表	朝堂	244	572	讓官	698	
45		李嶠	讓麟台少監表	朝堂	244	577	讓官	698	
46		李嶠	為王及善請致仕表	朝堂	245	603	辭官	699	
47		崔融	為百官賀千葉瑞蓮表	朝堂	218	563	慶賀	~ 700	
48		李嶠	讓鸞臺侍郎表	朝堂	244	572	讓官	700	
49		李嶠	讓成均祭酒表	朝堂	244	577	讓官	700	
50	O	(義獎)	「勅還少林寺神王師子記」引狀	光政門	987		陳乞	700	
51		李嶠	為張令讓麟台監封国公表	朝堂	244	572	讓官	701	
52		宋之問	為楊許州讓右羽林將軍表	朝堂	240	576	讓官	690 ~ 701	
53		李嶠	為宗楚客讓營繕大監第三表	朝堂	244	577	讓官	684 ~ 703	
54		宋之問	為皇甫懷州讓官表	朝堂	240	576	讓官	690 ~ 704	
55		李嶠	為武攸暨讓兼知司禮寺事表	朝堂	244	578	讓官	690 ~ 704?	
56		宋之問	為田婦道讓殿中監表	朝堂	240	577	讓官	699 ~ 704	
57		李嶠	讓地官尚書表	朝堂	244	577	讓官	704	
58		李嶠	自內史再讓成均祭酒表	朝堂	244	577	讓官	704	
59		宋之問	為洛下諸僧請法事迎秀禪師表	闕	240	605	陳乞	~ 705	

唐代の閣門の様相について

八七

60	F	李嶠	謝賜優詔矜全表	明福門	246	590	陳謝	~ 705
61		李嶠	為武攸暨讓官封表	朝堂	244	578	讓官	705
62		李嶠	謝譴讓表	明福門	247	628	陳謝	705
63		盧懷慎	諫十日一朝西宮表	閣	275	624	論諫	705
64		崔融	代百官請上尊号第二表	朝堂	217	554	請勸	705
65		李嶠	為水潦災異陳情表	朝堂	246	601	論諫	705?
66	D	李邕	進喜雪詩表	金明(闕)門	261	610	進獻	~ 706
67		李嶠	百官請不從靈駕表	朝堂	245	600	請勸	706
68		李嶠	謝撰懿德太子哀冊文降勅褒揚表	閣	246	592	陳謝	706
69		蘇頌	代家君讓侍中表	朝堂	255	572	讓官	706
70		宋之問	為梁王武三思妃讓封表	朝堂	240	578	讓官	707
71		蘇頌	為羣官請公除表	朝堂	255	571	請勸	707
72		蘇頌	為羣官固請公除表	朝堂	255	571	請勸	707
73		蘇頌	為羣官固請公除第二表	朝堂	255	571	請勸	707
74		張說	讓起復黃門侍郎第一表	朝堂路左	222	579	讓起復	709
75		張說	讓起復黃門侍郎第二表	朝堂路左	222	579	讓起復	709
76		張說	讓起復黃門侍郎第三表	朝堂路左	222	579	讓起復	709
77		李嶠	為獨狐氏請陪昭陵合葬母表	朝堂	245	607	陳乞	~ 710
78		李嶠	為百寮賀恩制表	朝堂	243	618	慶賀	~ 710
79		李嶠	代公主讓起新宅表	朝堂	245	578	陳乞	~ 710
80		李嶠	為公主辭家人畜產官給料表	朝堂	245	578	陳乞	~ 710
81		李嶠	為王遺恕讓殿中少監表	朝堂	244	577	讓官	~ 710
82		李嶠	為第十舅讓殿中監兼仗內閑廐表	朝堂	244	577	讓官	~ 710
83		李嶠	為武嗣宗讓陝州刺史表	朝堂	244	576	讓官	690 ~ 710?
84		李嶠	為武攸宜讓揚州都督府長史表	朝堂	245	578	讓官	690 ~ 710?
85		李嶠	為第二舅讓江州刺史表	朝堂	244	576	讓官	705 ~ 710?
86		張說	為僧普潤辭公封表	朝堂	223	578	讓官	710
87		蘇頌	為岐王讓太常卿表	朝堂	255	578	讓官	710
88		張說	為薛稷讓官表	朝堂	223		讓官	710
89		張說	讓中書侍郎表	朝堂	222	573	讓官	710
90		蘇頌	讓起復表	朝堂路左	255	579	讓起復	710 ~ 711
91		張說	讓平章事表	朝堂	222	573	讓官	711
92		李嶠	為武攸暨謝賜錦表	閣	246	594	陳謝	~ 712
93	P	張不耀	請代父死表	廡	260	618	陳乞	713
94		張說	讓封燕國公表	朝堂	223	573	讓官	713
95		吳兢	讓奪禮第二表	朝堂路左	298	579	讓起復	713
96		吳兢	讓奪禮第三表	朝堂路左	298	579	讓起復	713
97		張說	讓中書令表	朝堂	222	573	讓官	713
98		蘇頌	諫鸞駕親征吐蕃第二表 b	閣門	255	614	論諫	714
99		李邕	謝賜遊曲江宴表	朝堂	261	595	陳謝	713 ~ 715?
100	G	蘇頌	謝弟誅除給事中自求改職表	肅章門外	255	591	陳乞	712 ~ 716
101		蘇頌	為羣官請虞卒哭表	朝堂	255	571	請勸	716
102		呂延祚	進集注文選表	朝堂	300		進獻	718
103		葉法善	乞婦鄉上表	朝堂	923		陳乞	~ 720
104		葉法善	乞婦鄉修祖塋表	朝堂	923		陳乞	~ 720
105		葉法善	乞回贈先父爵位表	闕	923		陳乞	~ 720
106		蘇頌	為王尚書讓宰相表	朝堂	255	572	讓官	723
107		裴濯	請封東岳表	朝堂	279		請勸	724
108		張說	讓右丞相第二表	朝堂	222	573	讓官	725
109	P	李邕妻溫氏	為夫謝罪表	延恩廡	945	619	陳乞	725
110		寧王憲	讓兼領太常卿表	朝堂	99		讓官	726
111		張說	進嵩州闕羊表	金明(闕)門	223	612	進獻	727
112		李朝隱	讓揚州長史起復表	闕	236	579	讓起復	727?
113		張九齡	洪州進白鹿表	某所	288		進獻	727 ~ 730
114		蔣欽緒	朝集使等上尊号表	朝堂	270	554	請勸	730
115		宋璟	乞休表	朝堂	207	604	辭官	732
116		張九齡	讓起復中書侍郎同平章事表	朝堂	288	579	讓起復	734
117		蕭嵩	請封嵩華二岳表	朝堂	279		請勸	735
118		苑咸	為李林甫讓中書令表	朝堂	333	573	讓官	736
119		李邕	賀章仇兼瓊克捷表	朝堂	261	566	慶賀	740
120		蕭嵩	謝移家廟疏 c	闕	279		陳謝	742
121	K	李齊古	進御注孝經表	光順門	377		進獻	745

122		王珙	讓起復表	朝堂路左	346	579	讓起復	746 ~ 747	
123		王珙	讓起復第二表	朝堂路左	346	579	讓起復	746 ~ 747	
124	N	楊礪俗	謝恩制表	躍龍門	927		陳謝	748	
125		李徹	請封西岳表	朝堂	406		請勸	750	
126		崔翹	請封西嶽紀榮号表	朝堂	328		請勸	750	
127	P	杜甫	進雕賦表	延恩甌	359	136	進獻	750	
128		杜甫	進三大礼賦表	延恩甌	359	54	進獻	751	
129		杜甫	進封西嶽賦表	延恩甌	359	610	進獻	754	
130		顔真卿	謝兼御史大夫表	閣門	336		陳謝	757	肅宗、長安復帰
131		杜甫	為遺補薦岑参状	閣門	360		推薦	757	
132		杜甫	奉謝口勅放三司推問状	閣門	360	628	陳謝	757	
133		于邵	為許卿謝堂弟叔冀授青州節度使表	某門	424	591	陳謝	758	
134	I	王維	謝除太子中允表	銀台門	324		陳謝	758	
135	J	王維	謝集賢学士表	延英門	324		陳謝	758	
136		王維	為僧等請上仏殿梁表	右銀台門	324		陳乞	758	
137		獨狐及	代獨狐將軍讓魏州刺史表	朝堂	385	576	讓官	~ 759	李峴、李輔国を抑える
								762	李輔国暗殺される
								763	魚朝恩進駐。宰相元載、宦官董秀・中書主書卓英倩と結ぶ
								766	元載、百官の論事制限を建議
138	P	高郢	諫造章敬寺書	招諫甌	449		論諫	767	
139		乘如	謝修戒壇表	右銀台門	916		陳謝	767	
140		高郢	再上諫造章敬寺書	闕下	449		論諫	767	
141		獨狐及	為李給事讓起復尚書左丞兼御史大夫第三表 d	閣	384	579	讓起復	767	
142		獨狐及	為李給事讓起復尚書左丞兼御史大夫第五表 e	銀台門	384	579	讓起復	767	
143		獨狐及	為李給事讓起復尚書左丞兼御史大夫第六表	闕	384	579	讓起復	767	
144		于邵	為吳王請罪表	朝堂	425	619	陳乞	769	
								770	魚朝恩、暗殺される
								770	諸司長官に閣門請対許可
145		于邵	謝賜銀器及匹帛等表	右銀台門	424	594	陳謝	770 ~ 771	
								771	李少良事件
								773	郇模事件
146		獨狐及	代于京兆請停官侍親表	右銀台門	385	580	陳乞	774	
								777	元載誅殺さる
								777	代宗、側門・甌函等大いに言路を開く
								779	徳宗、客省を整理
147		于邵	為人請合附表	某門	425	608	陳乞	779?	
148	M	于邵	論潘炎表	東上閣門	425	619	陳乞	780	
149		崔元翰	為文武百官請復尊号第一表	朝堂	523	555	請勸	789	
150		崔元翰	為文武百官請復尊号第二表	朝堂	523	555	請勸	789	
151		崔元翰	為文武百官請復尊号第三表	朝堂	523	555	請勸	789	
152		崔元翰	為文武百官請復尊号第四表	闕	523	555	請勸	789	
153		崔元翰	為文武百官請復尊号第五表	朝堂	523	555	請勸	789	
154		崔元翰	為文武百官請復尊号第六表	朝堂	523	555	請勸	789	
155		王涇	大唐郊祀録序	光順門	693		進獻	793	
156		權德輿	中書門下進奉和御製九月十八日賜百官追賞因示所懷詩状	延英門	485		進獻	794	
157		權德輿	中書門下奉和聖製九日言懷詩賜中書門下及百官詩進状	延英門	485		進獻	795	
158		權德輿	中書門下進奉和聖制重陽日中外同歡以詩言志因示羣官状	延英門	485		進獻	797	
159		權德輿	中書門下進奉和聖製中春麟徳殿會百寮觀新楽詩状	延英門	485		進獻	798	

160	柳宗元	代京兆府耆老請復尊号表	光順門	570	555	請勸	802
161	呂温	代国子陸博士進集注春秋表	東上閣門	626	611	進献	795 ~ 803
162	柳宗元	讓監察御史狀	光順門	572		讓官	803
163	韓愈	論今年權停拳選狀	光順門	549		論諫	803
164	劉禹錫	為京兆李尹降誕日進衣狀	銀臺門	603	641	進献	803
165	柳宗元	為樊左丞讓官表	朝堂	571		讓官	~ 804?
166	羅好心	沙門般刺若翻譯經成進上表	光順門	621		進献	784 ~ 804?
167	元稹	論討賊表 f	東上閣門	650	616	論諫	806
168	元稹	獻事表	東上閣門	650	622	論諫	806
169	元稹	論追制表 g	東上閣門	650	625	論諫	806
170	元稹	論諫職表	東上閣門	650	622	論諫	806
171	元稹	論西戎表 h	東上閣門	650	616	論諫	806
172	呂温	代百寮進農書表	東上閣門	626	611	進献	808
173	李行修	請置詩學博士書	光順門	695		陳乞	808
174	王彦威	上元和曲台新礼表	光順門	拾 29	会37	進献	818
175	元稹	兩省供奉官諫駕幸温湯狀	東上閣門	651		論諫	820
176	白居易	論行營狀	延英門	668		論諫	822
177	劉禹錫	為裴相公進東封図狀	光順門	603	641	進献	829 ~ 830
178	路随	上憲宗實録表	光順門	482		進献	830
179	王彦威	進唐典表	右銀台門	拾29	册556	進献	837
180	李羣玉	進詩表	光順門	793		進献	852

備考	全文…『全唐文』、英華…『文苑英華』 拾…『全唐文拾遺』、册…『冊府元龜』 会…『唐会要』
	a, 当該文中に「臣今月五日詣慶化門進封表」とあり、第一表の上表の次第を記す。
	b, 当該文の末尾に「昨四日已於閣門封進一表」とあり、第一表の上表の次第を記す。
	c, 「臣爲衰老、自拙將攝…未堪拜伏、不獲詣闕奉謝」とあり、実際は本人が闕に詣ったわけではない。
	d, 『文苑英華』卷579の当該文の冒頭に「再以微誠伏閣請命、綸言累降、天聽未廻」とあり、第二表の上表の次第を記す。
	e, 当該文の冒頭に「去十一月某日、又詣銀臺門上表陳乞」とあり、第四表の上表の次第を記す。
	f・g・h, 『全唐文』になく『文苑英華』に明記
	種別は『文体明弁』卷24に列挙された表の用途に基づき、筆者が内容を検討して分類した。便宜上、状も表の用途に準じた

網掛けの区別	
朝堂	
甌函	
閣門(側門)	
閣門以外の門	

表 3. 歴代客省表

	西暦	年号	月日	概要	出典
1	445	宋文帝元嘉 22 年	11 月	謀反者范曄を置く	鑑 124 : 宋書 69、范曄
2	583	隋文帝開皇 3 年	4 月 26 日	妊娠した蕭妃を大興宮の客省に置く	冊 893、総録部、夢徴 2
3	713	唐玄宗先天 2 年	7 月 3 日	玄宗拳兵、太平公主流を内客省に捕らえる	旧 8、玄宗上
4	738	玄宗開元 26 年		洛陽西上陽宮に客省院の記載あり	六典 7、工部郎中、員外郎
5	757	肅宗至徳 2 年	9 月	安祿山、捕虜哥舒翰・程千里らを洛陽の客省に幽閉	旧 187 下、忠義、許遠 : 鑑 220
6	771	代宗大暦 6 年	4 月	成都司録李少良、元載の陰事を上書し、客省に置く	鑑 224
7	773	代宗大暦 8 年	9 月 11 日	晉州男子郇模、東市で直訴し、客省に置く	鑑 224
8	779	德宗大暦 14 年	7 月	德宗、客省の滞留者数百人を整理	鑑 225
9	782	德宗建中 3 年	閏正月	德宗、成徳軍李寶臣子李惟簡を客省に拘束	旧 142、李宝臣附惟簡
10	782	德宗建中 3 年		幽州判官鄭雲逵、朱滔を諫言して京師に逃亡、德宗喜び客省に置く	旧 137、鄭雲逵
11	783	德宗建中 4 年		李希烈勾留下の真卿、親族家僕を京師に使わすも、内客省に拘束	新 161、張薦
12	783	德宗建中 4 年	10 月	呉激、長安占拠の朱泚の説得に赴き客省に止められる	鑑 228
13	788	德宗貞元 4 年	9 月 2 日	高官・禁軍幹部に賞与を賜い、客省奏事に 100 貫文賜う	旧 13、德宗下
14	818	憲宗元和 13 年?	4 月 1 日	成徳王承宗、子息らを遣わし銀台門で請罪→客省に安置	冊 165、帝王部、招懐 3
15	818?	憲宗元和 13 年		平盧の李師道、武將崔承度を遣わす→待命客省	新 213、李正己附師道
16	831	文宗大和 5 年	4 月	内外客省使の印を鑄造する	冊 61、帝王部、立制度 2
17	836	文宗開成元年	3 月 21 日	昭義節度使劉從の使者焦楚長、客省にて進状、面対を請う	旧 17 下、文宗紀
18	904	昭宗天祐元年	閏 4 月 14 日	内諸司を整理、客省使等九使以外廃止	旧 20 上、昭宗

唐代の閤門の様相について

表 4. 銀台門関係年表

	西暦	年号	月日	概要	出典
1	730?	開元 18 年?		僕射張説、右銀台門にて謁見、菓を賜う	文苑英華 594
2	759	乾元 2 年	4 月	李輔国、銀台門で天下の事を決す	資治通鑑 221
3	769?	大暦 4 年?		魚朝恩、功德使をして元載配下の京兆尹崔昭を侮辱せしめる	旧唐書 157、郝士美父純
4	775	大暦 10 年	2 月乙巳	昭義軍節度留後、部下に逐われ、銀台門にて素服待罪	旧 124、薛嵩弟粦
5	779	大暦 14 年	7 月	德宗、客省を整理	資治通鑑 225
6	788	貞元 4 年	10 月	回鶻公主を銀台門より召入	新唐書 217 上、回鶻上 : 鑑 233
7	796	貞元 12 年	5 月	代宗忌辰、駙馬・諸親、銀台門にて奉慰	唐会要 23、忌日
8	799	貞元 15 年		張明進、右銀台門進奏使に任じられる	張府君墓誌銘并序 : 隋唐五代墓誌匯編 陝西卷 2
9	809	元和 4 年	4 月	節度使の進奉品を銀台門より入れる	白居易集 58、論裴均進奉銀器状 : 鑑 237
10	813	元和 8 年	2 月	太常丞于敏の家僮、主人の犯罪を銀台門にて告発	冊府元龜 934、総録部、告訐
11	818	元和 13 年	3 月	魏博節度使の使者、銀台門にて請罪	旧唐書 15、憲宗紀
12	819	元和 14 年	9 月	考功郎蕭祐、右銀台門にて書画を献呈	冊府元龜 169、帝王部、納貢献
13	824	長慶 4 年	4 月	賊張韶、右銀台門より侵入	旧唐書 17 上、敬宗紀
14	824	長慶 4 年	12 月	百姓董大和、銀台門にて耳を切り直訴	冊府元龜 625、卿監部、貪冒
15	825	宝暦元年		武昌節度使の薦授の奏章、銀台門に達す	東觀奏記上
16	827	大和元年	5 月壬戌朔	宗正卿李銳、宗屬を率い右銀臺門にて進名起居	冊府元龜 38、帝王部、尊親
17	835	大和 9 年	7 月	諸縣主簿の右銀台門の進状を禁じる	冊府元龜 65、帝王部、発号令
18	835?	大和 9 年?		邕州録事參軍の妻、招討使董昌齡の夫擅殺を直訴	旧唐書 193、列女
19	837	開成 2 年	正月	麻姑山女道士龐德祖を銀台門より召入	冊府元龜 54、帝王部、尚黄老 2
20	844	会昌 4 年	9 月	昭義の劉纘の首級を入宮、武宗、銀台門に坐し見物	入唐求法巡礼行記 4
21	859	大中 13 年	8 月	左軍中尉王宗実、詔を受け右銀台門より出づ	東觀奏記下

九一

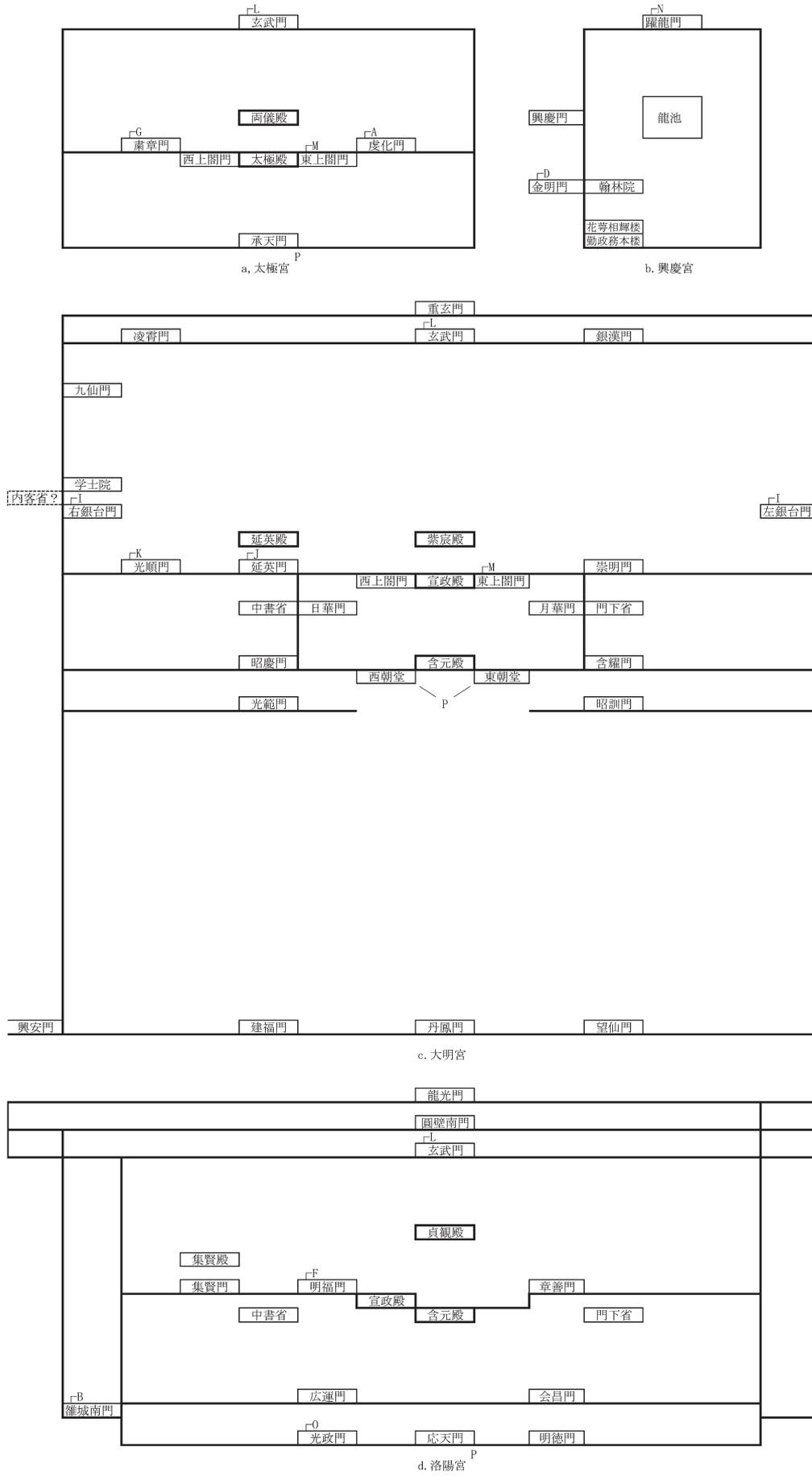


图 1. 宮城图